

# しながわ

平成26年(2014)  
**11/29**  
1936号

**選挙  
特集号**

☎140-8715 品川区広町2-1-36 代表番号 ☎3777-1111 広報広聴課 ☎5742-6644 Fax5742-6870 <http://www.city.shinagawa.tokyo.jp/>

## 12月14日(日)は衆議院議員選挙・ 最高裁判所裁判官国民審査の投票日です

衆議院の解散に伴い、衆議院議員選挙が12月2日(火)に公示され、12月14日(日)に投票が行われることになりました。これに合わせて最高裁判所裁判官国民審査も行われます。

衆議院議員選挙は、「小選挙区選出議員選挙」と「比例代表選出議員選挙」の投票を行います。小選挙区選出議員選挙では、品川区は東京都第3区です。

投票時間は  
午前7時～午後8時

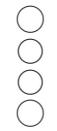
### 投票の方法 (投票用紙の記載例)

投票用紙は、小選挙区を先に交付します。その投票が終わった後、比例代表と国民審査を同時に交付します。

#### 衆議院議員選挙

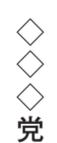
- 小選挙区選出議員選挙  
(投票用紙はうぐいす色)

候補者1人の氏名を記入します



- 比例代表選出議員選挙  
(投票用紙は白色)

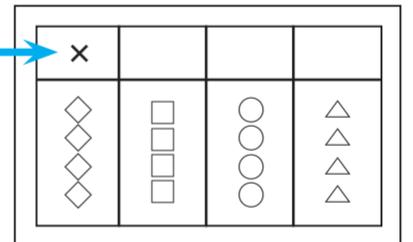
「政党その他の政治団体の名称又は略称」を記入します



#### 最高裁判所裁判官国民審査

(投票用紙はクリーム色)

やめさせた方が  
良いと思う裁判  
官に「×」を記  
入します



26年度明るい選挙啓発ポスターコンクール品川区選挙管理委員会委員長賞 つかさななみ 政 菜々美さん (立会小学校3年)



## 投票日に投票所へ行けない方は期日前投票をご利用ください

期日前投票期間 12月3日(水)～13日(土)

選挙人名簿に登録があり、投票日当日に仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭などで投票所へ行くことができないと見込まれる方は、事前に期日前投票所で投票ができます。投票の際には、ご自分の入場整理券をお持ちください。期日前投票は、どの期日前投票所でも投票できます。

### ●期日前投票の注意

期日前投票をご利用の際は、「期日前投票宣誓書(兼請求書)」の記入が必要です。また、「投票所入場整理券」がなくても選挙人名簿に登録されていれば投票できます。

### ■期日前投票所と期日前投票ができる期間

期日前投票所	期 間	時 間
品川区役所 (第二庁舎6階261会議室)	12月3日(水)～13日(土) ※国民審査は12月7日(日)～13日(土)	午前8時30分 ～午後8時
地域センター (13カ所)*	12月7日(日)～13日(土)	※土・日曜日も受け付けます

※最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票は、区役所・地域センターともに12月7日(日)からです。

\*地域センターでは、平日午後5時以降と土・日曜日は期日前投票の受け付けのみ行います。住民票の写しの発行などの通常業務は行いませんのでご注意ください。

問い合わせ/品川区選挙管理委員会事務局 ☎5742-6845

## 品川区で投票できる方

平成6年12月15日以前に生まれ、平成26年9月1日までに品川区に転入の届け出をし、引き続き区内に住んでいる方です。9月2日以後に転入の届け出をした方などは、下表をご覧ください。

今回の選挙で投票できる方・できない方		投票できます	
		今の住所の投票所で	前の住所の投票所で
選挙人名簿に登録があり、住所に変更がない方		○	
区内で転居した方	選挙人名簿に登録がある方	○	
	11月21日以前に転居届をした方		○
品川区に転入した方	9月1日以前に転入届をした方	○	
	9月2日以後に転入届をした方(前住所地の選挙人名簿に登録がある場合)	投票できません	
	前住所地を8月3日～13日に転出した方		期日前投票ができます場合があります*1
品川区から転出した方	9月1日以前に転出先に転入届をした方	○	
	9月2日以後に転出先に転入届をした方(品川区の選挙人名簿に登録がある場合)	投票できません	
	品川区を8月2日以前に転出した方		期日前投票ができます場合があります*2
平成6年12月16日以後に生まれた方			○

\* 「転出」した日は、転出届をした日ではなく、実際に異動した日です。

\* 1 投票できる期間が限られますので、前住所地の選挙管理委員会へお問い合わせください。

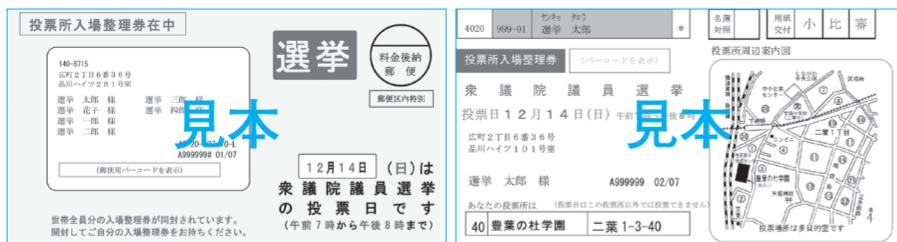
\* 2 投票できる期間が限られますので、品川区選挙管理委員会へお問い合わせください。

## 投票所入場整理券

世帯ごとに封書で郵送します。

封筒には1人1枚ずつ世帯全員分の入場整理券が同封されています。投票の際には、入場整理券に記載されている投票所へ、自分の名前が記載されている入場整理券をお持ちください。

万一紛失しても、今回の選挙で投票できる方・できない方の「投票できます」に該当する方は投票できますので、投票所の相談係にお申し出ください。



<封筒>

<入場整理券>

## 選挙公報

小選挙区選出議員選挙(東京都第3区)候補者氏名、経歴、政見などと、比例代表選出議員選挙で名簿を届け出た政党・政治団体の政策などを掲載した選挙公報を発行します。また、最高裁判所裁判官国民審査に付される裁判官の氏名、生年月日、経歴、関与した主な裁判などを掲載した審査公報も発行します。

**各家庭には、12月12日(金)頃までに直接お配りします。**届かない場合は、品川区選挙管理委員会までご連絡ください。地域センター・文化センター・図書館にも配置します。また、東京都選挙管理委員会のホームページ<http://www.senkyo.metro.tokyo.jp/>でもご覧いただけます。

## 代理投票・点字投票

障害があるなどの理由で投票用紙への記入が困難な(自書できない)方は、「代理投票」の方法で投票ができます。

「代理投票」は、申し出により投票所の係員が代筆します。投票の秘密は固く守られますので、遠慮なく投票所の係員にお申し出ください。

目の不自由な方は、点字で投票できます。投票所には点字器を用意しています。

## 在外選挙

国外にお住まいで、在外選挙人証をお持ちの方は、「在外公館投票(大使館などでの投票)」または「郵便などによる投票」により、投票ができます。また、一時帰国している場合は、在外選挙人証を提示して、投票日当日は豊葉の杜学園(二葉1-3-40)で、期日前投票は区役所で投票できます。このほか、滞在先(日本国内)での不在者投票ができます。詳しくはお問い合わせください。

※在外選挙は小選挙区選出議員選挙と比例代表選出議員選挙の投票ができます。

## 不在者投票

### ●滞在先でする不在者投票

投票日に仕事や出産などで品川区外に滞在し、投票所に行くことができないと見込まれる方は、滞在先の選挙管理委員会でする不在者投票ができます。あらかじめ、「不在者投票宣誓書(兼請求書)」で品川区選挙管理委員会に投票用紙を請求してください。投票用紙の郵送に時間がかかりますので、請求は早めをお願いします。

※「不在者投票宣誓書(兼請求書)」は区ホームページからダウンロードもできます。

### ●病院などでする不在者投票

都道府県の選挙管理委員会が指定した病院や老人ホームなどに入院(所)中の方は、施設内で不在者投票ができます。

詳しくは病院、老人ホームなどにお問い合わせください。

※区内の指定施設は区ホームページでも確認できます。

### ●郵便などによる不在者投票

○表1に当てはまる方は、郵便や信書便で投票ができます(投票用紙は必ず本人が記入します)。投票にはあらかじめ品川区選挙管理委員会に申請・登録が必要です。

表1	障害名など	等級など
身体障害者手帳をお持ちの方	両下肢・体幹・移動機能の障害	1・2級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害	1・3級
	免疫・肝臓の障害	1～3級
戦傷病者手帳をお持ちの方	両下肢・体幹の障害	特別項症～第2項症
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障害	特別項症～第3項症
介護保険被保険者証をお持ちの方	被保険者証の「要介護状態区分等」の欄	要介護5

○表1・表2ともにあてはまる方は、あらかじめ品川区選挙管理委員会に届け出た「代理記載人」(選挙権を有する方)1人に代筆させることができます。

表2	障害名	等級
身体障害者手帳をお持ちの方	上肢または視覚の障害	1級
戦傷病者手帳をお持ちの方	上肢または視覚の障害	特別項症～第2項症

## 投票所の名称変更

第38投票所の名称が「旧杜松小学校」から「杜松小跡地域密着型多機能ホーム」に変更となりました。所在地・投票場所は変更ありません。



## 衆議院議員選挙・最高裁判所裁判官国民審査の情報をお知らせします

### ●品川区ホームページ

<http://www.city.shinagawa.tokyo.jp/>

### ●ケーブルテレビ品川(デジタル11チャンネル、デジアナ5チャンネル)

「区民チャンネル」では、12月14日(日)午後9時から開票状況などを中継します。

問い合わせ/ケーブルテレビ品川 ☎0120-559-470

問い合わせ/品川区選挙管理委員会事務局 ☎5742-6845